

国会

番号：34/2002/QH10

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

2002年4月2日、ハノイ

人民検察院組織法

ベトナム社会主義共和国の1992年憲法の改正憲法（国会第10回、第10回の会議により2001年12月25日付けの議決51/2001/QH10号による）に基づき、

本法は、人民検察院の組織及び活動について規定する。

第1章 総則

第1条

人民検察院は、憲法及び法律の規定により、公訴権の実施及び司法活動の検察を行う。
最高人民検察院は、公訴権の実施及び司法活動の検察をし、法律が厳密且つ統一的に執行されることを確保する。
各地方の人民検察院は、管轄地域において、公訴権の実施及び司法活動の検察を行う。
各軍事検察院は、法律の規定により、公訴権の実施及び司法活動の検察を実施する。

第2条

人民検察院は、自分の職能範囲内に、社会主義法制の保護、社会主義制度の保護、住民の持主権保護、国家・団体の資産保護、ベトナム人の生命・健康・資産・自由性・名誉・人品の保護、国家・団体の利益、ベトナム人の権限・利益に違反する全ての行為が法律の規定により処理されることを確保する事業に貢献する任務がある。

第3条

人民検察院は、以下の事務に通じて、職能・任務を実施する。

1. 捜査機関その他捜査活動を分担される機関の刑事事件捜査における訴訟権実施及び法律厳守性の検察を実施する。
2. 司法活動において犯罪者が司法機関の幹部である場合の複数の犯罪捜査をする。
3. 刑事事件の裁判における訴訟権の実施及び法律厳守性の検察を実施する。
4. 民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働その他法律に規定される分野の事件の解決を検察する。
5. 人民裁判所の判決・決定の実施における法律厳守性を検察する。
6. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育における法律厳守性を検察する。

第4条

人民検察院は、苦情・告訴を遅滞なく受け取って、解決し；法律の規定によって司法機関の司法活動についての苦情・告訴の解決を監督する責任がある。

第5条

人民検察院は、各機関・組織、人民武装機関及び個人が届けた犯罪に関する情報・密告を受け取る責任がある。
人民検察院は、犯罪についての統計をする責任がある。他の訴訟機関は、自分の職能・任務の範囲内に、この任務を実施するように人民検察院と協力する責任がある。

第6条

人民検察院は、自分の職能・任務を実施する時、決定、異議、建議、要求を出す権限があり、また、それらの各文書について法律に対して責任を持つ。
上記の各文書は、違法する場合、違反の本質及び度合によって、その文書の出した人は、処罰される又は刑事責任を追及される。人民検察院の決定、異議、建議、要求は、関連組織・機関・個人に法律の規定により厳正的に実施される必要がある。

第7条

人民検察院は、自分の職能・任務の範囲内に、裁判所、公安省、監査、司法その他政府機関、祖国前線委員会、祖国全線祖国メンバー組織、人民武装組織と協力して、犯罪防止を効率的に実施し、司法活動における犯罪・法律違反を遅滞なく厳正的に処理し；法律の宣伝・教育し；法律の作成、幹部の教育、犯罪・法律違反の研究を実施する。

第8条

人民検察院は、院長により指導される。下級人民検察院の院長は、上級人民検察院の院長の指導を受け；地方人民検察院の院長、軍事検察院の院長は、最高人民検察院の院長に統一的に指導される。
上級人民検察院は、下級人民検察院の法律違反行為を検査・発見し、遅滞なく克服し、厳しく処理する。上級人民検察院の院長は、下級人民検察院の根拠のない決定及び法律違反の決定を取り下げ又は停止又は取り消すことができる。
最高人民検察院、中央直属省・市の人民検察院、中央軍事検察院、地区軍事検察院及び相当検察院は、検察委員会を設立させ、

そこで本法の規定により、重要な課題について討論し、多数による決定を出す。

第9条

最高人民検察院の院長は、国家主席の要求により、国会に指名・解職される。院長は、国会の監督にあり、国会に対して責任を負い、事務について国会に報告し；国会の会議時間外に、国会常務委員会及び国家主席に対して事務について責任を持ち、報告し；国会議員の質問・建議・要求に対して回答する責任がある。最高人民検察院の副院長及び最高人民検察院の検察官は、最高人民検察院の院長の要求によって国会主席に指名・解職される。

地方人民検察院の院長、副院長、検察官、中央軍事検察院及び相当機関の副院長、軍区軍事検察院の院長、副院長、検察官、地区軍事検察院、最高人民検察院の検察官は、最高人民検察院の院長に指名・解職される。

地方人民検察院の院長は、同級人民代表会の監督を受け；人民代表会に事務報告の責任を持ち；人民代表会のメンバーの質問・建議・要求に回答する責任がある。

副院長は、院長の手伝いをし、院長の仕事分担による任務を実施する。院長が欠席する時、一人の副院長は、検察院の事務を指導するように院長に委任される。副院長は、院長に対して、分担された任務について責任を持つ。

第10条

最高人民検察院は、検察業務の教育・訓練及び幹部・検察官・捜査官の管理をし、自分の責任を十分に実施し、健全な検察業を建設する責任がある。

第11条

検察官、捜査官は、人民を尊重しなければならない、また人民の監督にある。

政府機関・組織、人民武装機関、各個人は、自分の職能・任務範囲内に、検察官、捜査官が任務を実施できるように良い条件を与える責任がある。

検察官、捜査官が任務を実施することを阻害するすべての行為は、禁止される。

第2章 公訴権の実施及び 刑事事件の検察・捜査

第12条

人民検察院は、公訴権を実施し、捜査機関及び捜査活動を分担されたその他機関の刑事事件の捜査における法律厳守を検察することにより、以下のことを確保する。

1. すべての違反行為は、起訴・捜査そして、遅滞なく処理される必要があり、犯罪を見逃す又は無犯罪者を冤罪することのないようにする。
2. 誰でも法的な起訴・逮捕・拘留・人民権の制限・生命・健康・資産・自由・名誉・人品の侵害をされることがないようにする。
3. 捜査は客観的、全面的、十分に正確に法律に従って行われる必要があり；法律違反行為は、捜査により発見され、遅滞なく克服され、厳正に処理されなければならない。
4. 被告発者に対して刑事責任を追及することは、根拠に基づき、また法律に従わなければならない。

第13条

捜査段階において公訴権を実施する時、人民検察院は、以下の任務及び権限がある。

1. 刑事事件の起訴、被告発者の起訴；刑事事件の起訴・被告発者の起訴をする又は起訴の決定を変更するように捜査機関に要求する。
2. 捜査要求を申し上げ、捜査機関に捜査するように要求し；法律の規定により複数の捜査活動を直接に行う。
3. 捜査機関の長に対して法律に規定によって捜査官を変更させるように要求し；捜査官の行為に犯罪兆しのある場合、刑事に関する起訴をする。
4. 逮捕・拘留、その他防止措置を適用・変更・取消するように決定し、法律に従って捜査機関の決定を承認又は否認する。
5. 捜査機関の違法的な決定を取り消す。
6. 被告発者の告訴を決定し；捜査の停止又は中止を決定し；事件の停止又は中止をする。

第14条

検察捜査事務を実施する時、人民検察院は、以下の権限及び任務がある。

1. 起訴の検察；捜査機関の捜査活動及び事件書類作成の検察
2. 訴訟参加者が法律を厳守することの検察
3. 法律の規定により捜査権限に関する紛争の解決
4. 捜査機関に対して捜査活動における法律違反行為を克服するように要求し；捜査機関の長に対して捜査活動における法律違反をした捜査官を厳正的に処理するように要求する。
5. 各関連機関・組織及び政府機関に対して、犯罪及び法律違反の防止措置を適用するように建議する。

第15条

1. 院長、副院長、検察官は、法律の規定を厳正的に実施し、立案・逮捕・起訴その他法律の規定による決定における自分の行為・決定について責任を持つ。
2. 捜査機関、関連機関・組織・個人、人民武装機関は、法律の規定により人民検察院の決定及び要求を厳正的に実施する責任がある。

第3章 訴訟権の実施及び刑事事件の検察・裁判

第16条

刑事事件を裁判する段階において、人民検察院は、訴訟権を実施し、正確な人に正確な罪に法律通りに起訴することを確保し、犯罪及び法律違反者を見逃さないようにし；刑事事件の裁判を検察し、その裁判が法律に従って、厳正的に遅滞なく実施されることを確保する。

第17条

刑事事件を裁判する段階における訴訟権を実施する時、人民検察院は以下の任務及び権限を持つ。

1. 裁判所において事件解決に関する人民検察院の起訴状、決定を読み上げる。
2. 一審裁判所において被告者に対する犯罪判決をし、二審裁判所において事件解決について観点・考え方を発表し；一審・二審裁判所において弁護士その他訴訟参加者と争論する。
3. 終審・再審の裁判所において事件解決について、人民検察院の考え方を述べる。

第18条

刑事事件の裁判を検察する時、人民検察院は以下の任務及び権限を持つ。

1. 人民裁判所の裁判活動における法律厳守性を検察する。
2. 訴訟参加者の法律厳守性を検察する。
3. 法律の規定によって人民裁判所の判決及び決定を検察する。
4. 不服について検討・決定をするために、同級及び下級の人民裁判所に対して、刑事事件の書類を渡してくれるように要求する。

第19条.

刑事事件に関して訴訟権及び裁判検察をする時、人民検察院は、法律の規定により、再審、終審、判決の再審、裁判所の決定の手続きによる不服権があり；同級及び下級の人民裁判所に対して裁判における違反を克服するように建議し；関連機関・組織に対して、犯罪及び法律違反行為を防止する措置を適用するように建議し；犯罪兆しがあれば、刑事に関する起訴をする。

第4章.

民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働その他法律 の規定による分野の事件解決の検察

第20条.

人民検察院は、民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働及びその他法律に規定される分野の事件解決を検察して、その事件の解決が法律に従い、遅滞なく実施されることを確保する。

第21条.

民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働その他法律に規定される分野の事件解決を検察する時、人民検察院は、以下の任務及び権限を持つ。

1. 事件書類の受理・作成を検察し；事件を正しく解決するために事件を明確にすることの確認をするように人民裁判所に要求する又は自分で実施する。
2. 法律の規定によって事件を起訴する。
3. 裁判所に参加して、事件解決について人民検察院の観点を述べる。
4. 人民裁判の裁判活動における法律厳守性を検察する。
5. 訴訟参加者の法律厳守性を検察する。
6. 人民裁判所の判決及び決定を検察する。
7. 人民裁判所に対して、法律の規定による臨時緊急措置を適用するように要求する。
8. 不服に関する検討・決定するために、同級又は下級の人民裁判所に対して民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働その他法律に規定される分野の事件に関する書類を渡してくれるように要求する。

第22条.

民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働その他法律に規定される分野の事件の解決を検察する時、人民検察院は、法律の規定により、再審、終審、判決の再審、人民裁判所の決定の手続きによる不服をする権限を持ち；同級及び下級の人民裁判所に対して事件解決における法律違反を克服するように要求し；犯罪の兆しがあれば刑事に関する起訴をする。

第5章 判決執行の検察

第23条.

人民検察院は、判決・法務的な有効力がある決定・法律の規定によって実施される判決・決定の実施において、人民裁判所、判決執行機関、執行員、関連組織・機関・個人の法律厳守性を検察して、その判決・決定が法律に従って、十分かつ遅滞なく実施されることを確保する。

第24条.

判決執行を検察する時、人民検察院は、以下の任務及び権限を持つ。

1. 同級・下級の人民裁判所、判決執行機関、執行者、判決執行に関連する機関・組織・個人に対して、以下のことを要求する。
 - a. 法律の規定に従って判決執行の決定を出す。
 - b. 判決、法務有効力がある決定及び法律の規定によって執行される判決・決定の執行を自ら検察して、人民検察院に検察結果を報告する。
 - c. 法務的な有効力のある判決・決定及び法律の規定によってすぐに執行される判決・決定を執行する。
 - d. 判決執行に関する書類・資料・証明物を提供する。
2. 同級及び下級の判決執行機関、執行者、関係組織・機関・個人の判決執行における法律厳守性を直接に検察し、判決執行に対する不服、苦情・告発を解決する。
3. 処罰実施期間の減少検討、犯罪経歴の取消の検討に参加する。
4. 法律の規定によって処罰執行の免除を提言する。
5. 同級及び下級の人民裁判所、判決執行機関、執行社、判決執行における責任のある組織・機関に対して異議をし；判決実施における法律違反をした決定を中止・改正し、違反行為を中止ように要求し；犯罪の兆しのある場合、刑事に関する起訴をし；法律の規定による場合、民事に関する起訴をする。

第25条.

人民裁判所、判決執行機関、執行者、判決執行に関連する組織・機関・個人は、本条第24条1項に規定される各要求を要求された日から30日以内に実施する責任がある。

第6章.

投獄判決執行者の拘留・管理・教育の検察

第26条.

人民検察院は、投獄判決執行者の拘留・管理・教育に関して責任のある各機関・企業の法律厳守性を検察して以下のことを確保する。

1. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育は、法律の規定に従って実施される。
2. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育の制度は、厳正的に実施される。
3. 投獄判決執行者の生命・資産・名誉・人品及びその他法律に取り上げられない権限は尊重される。

第27条.

投獄判決執行者の拘留・管理・教育を検察する時、人民検察院は以下の権限及び任務を持つ。

1. 拘留所、投獄所を通常及び異常的に直接に検察する。
2. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育する責任のある同級・下級の機関の書類・資料を検察し；拘留者・投獄判決執行者に会って拘留・投獄について聞く。
3. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育に関する苦情・告発を受け取り、それを解決する。

4. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育を管理する同級・下級機関に対して、拘留・管理・教育所を検査し、その検査結果を人民検察院に報告するように要求する。
5. 同級・下級機関及び責任者に対して、投獄判決執行者の拘留・管理・教育についての情報を報告し、投獄執行者の拘留・管理・教育における法律違反の決定・措置又は行為について解答するように要求する。
6. 同級・下級の機関に対して、投獄執行者の拘留・管理・教育における法律違反決定の執行を中止・改正又は取消をし、法律違反行為を中止するように異議し、法律違反者を処理するように要求する。

第28条

投獄執行者の拘留・管理・教育を検査する時、人民検察院は、以下の責任がある。

1. 投獄執行者の拘留・管理・教育における冤罪・不良を発見し、遅滞なく処理し、根拠がなく、違法的に拘留・投獄判決執行された人へすぐに自由を返すように決定する。
2. 投獄執行者の拘留・管理・教育における犯罪の兆しを発見する時、起訴する又は捜査機関に刑事事件の起訴をするように要求する。

第29条

投獄執行者の拘留・管理・教育において責任を持つ機関・人は、拘留者、投獄判決執行者の苦情・告発をもらってから 24 時間以内に人民検察院に渡さなければならない。

本法第 27 条 4 項、5 項に規定される各要求については、各機関・責任者は、要求をもらって 30 日以内に回答する責任がある。

本法第 28 条 1 項に規定される決定については、各機関・責任者は、すぐに執行する責任があり；その決定に同意しなくても執行しなければならないが、管轄人民検察院に意義することができる。異議を受け取って 10 日以内に人民検察院は、解決しなければならない。

本法第 27 条 6 項に規定される異議については、関連機関は、異議を受け取って 15 日以内に回答する責任があり；その異議に同意しない場合、関連機関は、上級の人民検察院に異議することができる。上級の人民検察院は、その異議を受け取って 15 日以内に解決しなければならない。上級人民検察院の決定は、執行されなければならない。

第7章 人民検察院の組織

第30条

人民検察院系統は、以下のものを含める。

1. 最高人民検察院
2. 中央直轄省市の人民検察院
3. 省に属する県市区市の人民検察院
4. 軍事検察院

第31条

1. 最高人民検察院の組織構成には、以下のものがある。
 - a) 検察委員会、各局・部署、研究院、事務所及び検察業務の教育学校
 - b) 中央軍事検察院
2. 最高人民検察院には、院長、各副院長、検察官及び捜査官がいる。

第32条

1. 最高人民検察院の検察委員会には以下のものがある。
 - a) 院長；
 - b) 各副院長；
 - c) 最高人民検察院院長の提言による国会常務委員会に決定される複数の検察官
2. 最高人民検察院の検察委員会は、院長の主催で、会議を行って、以下の重要な課題について討論し、決定する。
 - a) 検察業務の事務方向・任務・計画
 - b) 国会、国会常務委員会に申請する法律・法令提案；最高人民検察院が国会、国会常務委員会、国家主席に申請するために、最高人民検察院に報告する。
 - c) 最高人民検察院の組織
 - d) 最高人民検察院の院長に報告し、院長が最高人民裁判所の裁判者委員会の議決に賛成しないことを国会常務委員会に対して報告・申請し；最高人民検察院に対して犯罪防止について建議し；刑事・婚姻及び家族・行政・経済・労働分野における重要な事件及び検察委員会の 3 分の 1 以上のメンバーが要求するその他こと。検察委員会の議決は、投票メンバーの半分以上に賛成されなければならない；賛成と非賛成の票が同様である場合、院長の意見のある方を実施する。院長は、検察委員会の多数のメンバーの意見を賛成しない場合、多数の決定により実施するが、国会常務委員会又は国家主席に報告する権限がある。

第33条

最高人民検察院の院長は以下の任務及び権限がある。

1. 検察任務・計画を実施するように指導し、人民検察院を全面的に建設し；検察委員会の権限に属しない事務について決定をする。
2. 検察業務に適用する決定、指示、通達、規制、制度を公布する。
3. 人民検察院及び各級軍機検察院の活動、検察業務の幹部教育・訓練を指導・検査する。
4. 最高人民検察院の組織を規定し、国会常務委員会に申請して承認してもらい；地方の人民検察院の組織について決定し；国防大臣と意見と統一した後、軍事検察院の組織を規定し、国会常務委員会に承認を申請する。
5. 法律の規定により法律の素案・法令素案を作成・申請するように指導し；国会常務委員会に対して、法律を統一的に適用するために必要だと確認した時、憲法・法律・法令を解説するように提言する。
6. 死刑判決された人について判決を下げるように、自分の意見を国家主席に述べる。
7. 犯罪の統計を行う。
8. 法律を統一的に適用することを案内する最高人民裁判所の裁判者委員会会議に参加する。

第34条

1. 中央直轄省市の人民検察院の組織構成は、検察院会、各部署及び事務所を含める。
2. 中央直轄省市の人民検察院は、院長、副院長及び検察官を含める。

第35条

1. 中央直轄省市の人民検察院の検察委員会は、以下のものをふくめる。
 - a) 院長；
 - b) 各副院長；

- c) 中央直轄省市人民検察院の提言によって最高人民検察院の院長に決定される複数の検察官
- 2. 中央直轄省市の人民検察院の検察委員会の会議は、院長に主催され、以下の重要なテーマについて決定する。
 - a) 最高人民検察院の任務、事務計画、指示・通達・決定の実施
 - b) 最高人民検察院への事務報告、同級人民代表会への事務報告
 - c) 刑事・婚姻及び家族・行政・経済・労働分野の重要な事件
 - d) 最高人民検察院の院長が規定するその他重要なこと。検察委員会の議決は、検察委員会の半分以上のメンバーに賛成される必要があり、賛成と非賛成の意見が同様である場合、院長の意見のある方を実施する。院長は、検察委員会の多数的な意見に賛成しない場合、多数の決定によって実施するが、最高人民検察院の院長に報告する権限がある。中央直轄省市の人民検察院の院長は、検察委員会の権限に属しないことについて決定する。

第36条

- 1. 省に属する県市区市の人民検察院は、各事務部門及び院長・副院長が担当するサポート部署を含める。
- 2. 省に属する県市区市の人民検察院は、院長、各副院長、各検察官を含める。

第8章 軍事検察院

第37条

各軍事検察院は、ベトナム人民軍隊において組織されて、訴訟権の実施及び法律の規定によって司法活動を検察するためである。

第38条

各軍事検察院は、中央検察院、軍区軍事検察院、地区軍事検察院を含める。軍隊の各時期における任務に基づき、最高人民検察院の院長は、国防大臣と意見を統一して、国会常務委員会に対して軍区軍事検察院、地区軍事検察院の設立を決定するように申請する。

第39条

中央軍事検察院は、最高人民検察院の構成に属する。中央軍事検察院の院長は、最高人民検察院の副院長であり、各級の軍事検察院の活動を指導する任務があり、軍隊における検察の責任を持ち、最高人民検察院の院長に報告する責任がある。

第40条

軍事検察院で働く軍人、公務員及び国防工員は、軍隊の制度による権限及び義務を持ち、検察業に対する手当で制度を受けられる。

第41条

軍事検察院の組織・活動、軍事検察院の活動の監督は、国会常務委員会に規定される。

第9章 検察官及び捜査官

第42条

- 1. 検察官は、訴訟権の実施及び司法活動の検察の任務を実施するために、法律の規定により指名される。
- 2. 最高人民検察院の捜査官は、犯罪捜査任務を実施するために、法律の規定により指名される。

第43条

ベトナム社会主義共和国の祖国及び憲法に忠誠するベトナム人は、良い品質・良い道徳・忠実で、法務大学卒業で、検察・捜査業務を教育され、社会主義法制を守る決意をし、法律の規定による実践的な勤務期間があり、健康を持っている人であれば、検察官・捜査官に指名されることができる。

第44条

検察官・捜査官の任期は、5年間である。

第45条

- 1. 院長に分担された任務・権限を実施する時、検察官は、法律を厳守し、自分の管理検察院の院長に直接に指導され、最高人民検察院の院長の統一的な指導を受ける。検察官の具体的な任務・権限は、人民検察院の検察官についての法令により規定される。
- 2. 捜査機関の長に分担された任務・権限を実施する時、捜査官は、法律を厳守し、捜査機関の長に直接に指導され、最高人民検察院の院長の統一的な指導を受けなければならない。捜査官の任務・権限は、法律に規定される。

第46条

- 1. 院長、副院長、検察官、捜査機関の長、捜査官は、自分の任務・権限の実施について法律に責任を持ち、法律違反の行為がある場合、その違反の本質・度合によって法律の規定に従って処罰される又は刑事責任を追及される。
- 2. 院長、副院長、検察官、捜査機関の長、捜査官は、任務・権限を実施する時に、損害を起こした場合、その人の所属する人民検察院に賠償する責任を持ち、損害を起こした人は、法律の規定に従って、人民検察院に賠償する責任がある。

第10章 人民検察院の活動確保

第47条

- 1. 人民検察院の検察官、捜査官の人数・公務員制度に属する人数は、最高人民検察院の院長の提言により、国会常務委員会に決定される。国会常務委員会に決定される公務員人数に基づき、最高人民検察院の院長は、各地方の検察院及び最高人民検察院の直属機関の公務員人数を決定する。
- 2. 軍事検察院の検察官、捜査官の人数、公務員制度に属する人数は、国防大臣と意見を統一した後に、最高人民検察院院長の提言によって国会常務委員会に決定される。

第48条

検察業の幹部に対する給料・手当で・身分証明書・服装に関する制度及び検察官・捜査官の優遇制度は、国会常務委員会により決定される。

第49条

- 1. 人民検察院の活動経費は、最高人民検察院により予算を作成され、政府に対して国会に申請するように要求される。

2. 軍事検察院の活動経費については、国防省が最高人民検察院と協力して予算を作成し、国会に決定の申請をしてもらいように政府に要求する。
3. 経費の管理・支給・使用は、国家予算に関する法律により実施される。
4. 政府は、人民検察業が自分の任務・職能を良く実施できることを確保するために、情報通信技術及びその他措置を開発・投資することを優先させる。

第11章 執行

第50条

本法は、1992年10月7日付けの人民検察組織法の代わりになる。
本法に相違する以前の規定は、排除される。

本法は、2002年4月2日にベトナム社会主義共和国の第10回国会により、第11回の会議において承認された。

Nguyen Van An
(調印した)